

砺介組業第97号
平成29年12月15日

砺波市医師会長 殿

砺波地方介護保険組合
理事長 夏野 修



おむつに係る費用の医療費控除の取り扱いについて

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、介護保険事業に多大なご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件についてですが厚生労働省の通知に基づき、当組合管内で別紙のとおり対応をいたしたいと存じます。

貴会及び会員の皆さまにおかれましては、ご理解を賜り、事業内容を周知くださるよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

事務担当

砺波地方介護保険組合

業務課 松口

電話 0763-34-8333

FAX 0763-34-8334



おむつに係る費用の医療費控除の取扱いに係る確認書類の発行について

砺波地方介護保険組合

1 概 要

① おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の確定申告の際に、寝たきり状態であること、及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要である。

しかし、この医療費控除を受けるのが、2年目以降である者については、要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類（主治医意見書確認結果通知）により、寝たきり状態にあること、及び尿失禁の発生可能性があることが確認できればよい。

そこで、当通知を該当者に発行する。

② 該当となるのは、主治医意見書の内容が、次の(1)～(3)の全てを満たしている場合である。

(1) 主治医意見書作成日が平成 29 年中である。(ただし、現に受けている要介護認定の有効期間が 13 ヶ月以上であり、平成 28 年に主治医意見書が発行されていない場合については、主治医意見書作成日が平成 28 年中。)

(2) 「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」の記載が、「B1、B2、C1、C2」のいずれかである。

(3) 「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」である。

③ 複数の主治医意見書がある場合は、最新作成分について確認する。

④ 該当しない場合は、発行しない。

2 対象者 要介護認定を受けている方または、認定申請中の方

3 手数料 300円

4 申請場所 各市 介護保険担当課

5 持参するもの 介護保険被保険者証、印鑑

※原則本人申請であるが、代理人の申請の場合は代理人の身分確認ができるもの

(2) おむつに係る費用の医療費控除の取扱い

平成14年7月1日
老 総 癌 第 0701001 号
障 企 癌 第 0701001 号
医政總 癌 第 0701001 号

は、毎年の確定申告の際に、寝たきり状態にあること、及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要とされました。

今般、この取扱いが、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(平成14年6月18日付け医政発第0618007号・障発第0618001号・老発第0618001号・保発第0618001号国税厅課税部長宛て厚生労働省政局長・社会・援護局障害保健福祉部長・老健局長・保険局長連名照会)（別添1）、及び同（平成14年6月25日付け課個2-13国税厅課税部長回答）（別添2）により変更されました。

その概要等は下記のとおりですので、管下市町村、関係団体等への御周知の程よろしくお願いいたします。

各 殿
都道府県
衛生
主管(部)局長
指定都市
民生

課務統局政醫省勞生厚

A square seal impression in red ink, featuring a dense, stylized seal script design.

四

卷之三

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である者については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくとも、
① 市町村が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類、

又は、
② 主治医意見書の写し
により、寝たきり状態にあること、及び尿失禁の発生可能性があることを確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められることがあります。

標記については、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(昭和 62 年 12 月 18 日付け健政発第 659 号・健医発第 1376 号・社老第 128 号・保文発第 851 号国税庁長官宛て厚生省健康政策局長・保健医療局長・社会局長・保険局長連名照会)、及び同(昭和 62 年 12 月 24 日付付真所 3-11 国税庁次長回答)により示されていいたところです。

これによると、おむつ代が医療費控除の対象として認められるために

二 留意点

1. 上記一の①又は②に於ては、おむづき傳用した該該年に作成さ

れた主治医意見書であり、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）」の記載が「B1、B2、C1、又はC2」（寝たきり）、かつ、「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」の場合に、おむつ使用証明書の代わりとして認められること。

2. 上記一の①の「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」について

では、2年目以降であり、おむつ代の医療費控除の証明に利用できるものである場合に、発行すること。

また、この手続を行うかどうかは、各市町村の任意の判断であること。なお、主治医意見書の記載の転記について、事前に地元医師会等の包括的な了解を得ておくことにより、市町村及び主治医の事務負担の軽減を図ることが考えられるので、市町村においては参考にされたいこと。

3. 上記一の②の「主治医意見書の写し」について、おむつ代の医療費控除の証明に利用できないものである場合には、利用者にその旨

を説明し、おむつ代の医療費控除の証明のための主治医意見書の写しの発行は行わないこと。

平成18年12月26日
老 総務課 第1226001号

各
指定期
都市
民生
衛生
主管(部)局長
殿

課務局政務司醫務處勞工處

課企部福健害障局謹援勞省社會

課務總局 健省恤老省生專

「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(平成14年7月1日付け医政総発第0701001号・障企発第0701001号・老終発第0701001号)について、別紙のとおり改正し、平成18年の確定申告を行う際より適用することとしましたので、管下市町村、関係団体等への御周知の程よろしくお願ひいたします。

<p>住所 氏名 様</p> <p>○○市（町村）長</p> <p>貴方からの申出に基づき、平成 年に使用したおむつ代の医療費控除の証明に必要な事項について、貴方の主治医意見書を確認したところ、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 主治医意見書の作成日 平成 年 月 日 2. 要介護認定の有効期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 3. 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）（該当するものに○） B1 B2 C1 C2 4. 尿失禁の発生可能性 あり 	<p>住所 氏名 様</p> <p>○○市（町村）長</p> <p>貴方からの申出に基づき、平成 年に使用したおむつ代の医療費控除の証明に必要な事項について、貴方の主治医意見書を確認したところ、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 主治医意見書の作成日 平成 年 月 日 2. 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）（該当するものに○） B1 B2 C1 C2 3. 尿失禁の発生可能性 あり
<p>（別紙2）</p> <p>主治医意見書</p> <p>記入日 平成 年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>①おむつを使用した当該年 又はその前年に作成されたものであること。</p> </div>	
<p>（別紙2）</p> <p>主治医意見書</p> <p>記入日 平成 年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>①おむつを使用した当該年に作成されたものであること。</p> </div>	